

宮城県公共施設総合管理方針に基づく個別施設計画

策定年月日

令和2年3月

1 対象施設・施設概要

施設情報					
施設名称	産業技術総合センター	所管所属名称	経済商工観光部新産業振興課		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	試験研究教育施設	小分類	試験研究施設
主要建物概要(詳細は別紙棟情報一覧参照)					
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	用途	事務所建	建築日	H10.10.8
経過年数	21年	耐用年数	50年	目標使用年数	65年
運営方式	直営	管理者名称	産業技術総合センター所長	全延床面積(m ²)	15,440.90
所在地	仙台市泉区明通2丁目2番				

2 計画期間

令和2年(2020年)から令和31年(2049年)までの30年

3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

調査診断結果(別添1 県有建築物保全点検結果報告書)のとおり

4 当該施設の必要性

設置根拠規定等	地方自治法第244条の2第1項、産業技術総合センター条例第2条	必要性の有無	有
業務内容	産業技術に係る研究開発及び調査、産業技術に係る相談及び指導、産業技術に係る技術者の養成、工業用材料等の試験、分析及び測定、センターの施設及び試験研究のための機器の提供 ほか		
必要性の判断理由	県内の産業の振興に寄与する試験研究機関であり、必要な施設である。		

5 施設ごとの今後の対策

◎管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針

- ・試験研究機関として必要な施設であり、今後も引き続き適切な維持管理に努める。
- ・点検・補修結果については、データを蓄積し、今後の施設保全に活用する。
- ・予防保全の考えを取り入れ、計画的な保全の実施により長寿命化を図るものとし劣化状況に応じた周期的な改修を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。
- ・新耐震基準に基づき建設された施設であることから、今後は非構造部材の安全対策も検討する。
- ・施設の改修等に当たっては、ユニバーサルデザイン化についても検討する。
- ・目標使用年数は、宮城県公共施設総合管理方針における推計条件を準用し、法定耐用年数の30%増とする。

◎今後の修繕・更新計画方針

産業技術総合センターは、1998年に仙台市太白区にあった旧工業技術センターが現地に移転・新築され、1999年から供用開始された施設であり、建物は別添棟情報一覧のとおり、12の建物から成っている。築後21年を経過し、これまで建築ではH29に管理棟のシーリング打ち換え、設備では、耐用年数超過によるH27に電話交換機、H28消防自動火災報知設備、H29入退室管理システムの更新、その他故障・劣化などにより一部の設備更新を行ってきたが、それ以外の建築・設備の大規模な改修は行われてはいない状況である。また、この間、管理棟における度重なる雨漏り発生、冷暖房の主熱源としていた潜熱・蓄熱ユニットが使用不能となり、サブの冷温水発生機をメインに切り替えたことや、県有建築物保全点検及び各種法定・自主点検における経年劣化による現有主要設備の更新推奨提起への対応など、施設維持管理を行いながら、長寿命化を進めていくために、予防保全の考えにたった計画的な修繕・更新が必要な状況となっている。